

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

京都地方裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 8 日から 令和 8 年 1 月 1 5 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 1 月 2 2 日 午前 9 時 3 0 分 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 2 月 5 日 午後 1 時 0 0 分 京都地方裁判所第 5 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 3 0 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 3 0 日 午前 1 1 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 2 月 2 4 日から当庁 2 階の物件明細閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京都市西京区大枝沓掛町 |
| | 地 番 | 14番334 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 74.19平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市西京区大枝沓掛町 14番地334 |
| | 家屋 番号 | 14番334 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 41.91平方メートル
2階 39.28平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 10 月 1 日

京都地方裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 京都市西京区大枝沓掛町 |
| | 地 番 | 1 4 番 3 3 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7.4. 1 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市西京区大枝沓掛町 1 4 番地 3 3 4 |
| | 家屋 番号 | 1 4 番 3 3 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 1. 9 1 平方メートル
2 階 3 9. 2 8 平方メートル |



令和 7 年 (ヌ) 第 7 4 号
(物件 1、2)
令和 7 年 7 月 1 4 日受理
令和 7 年 8 月 2 7 日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 坂 由 人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京都市西京区大枝沓掛町 |
| | 地 番 | 14番334 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 74.19平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市西京区大枝沓掛町 14番地334 |
| | 家屋 番号 | 14番334 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 41.91平方メートル
2階 39.28平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 本件土地

- (1) 南側で建築基準法上の道路（私道）に接している。
- (2) 上記私道には公共下水道の埋設管に接続する私設管が設置されていると思われる。
- (3) 北側に擁壁が存在し、北側隣地が約5m低くなっている。
- (4) 南方約30mの上空に高圧線が存する。
- (5) 南西角付近に境界を表示すると思われる切り込みが存する。

2 本件建物

- (1) 建物内に多くの家財等が置かれており、詳細に状況を確認できない箇所があった。
- (2) 2階北西側洋室にロフトが存する。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■債務者の妻	1 債務者とその家族が本件建物に住んでいます。 本件建物を誰にも貸していません。 2 本件土地東側のコンクリート塀が本件土地に設置されており、本件土地西側のコンクリート塀が西側隣地に設置されていると思います。 3 北側のフェンスの所有関係は分かりません。 4 水道管の使用料や維持管理費は支払っていません。 水道料は市に支払っています。 5 本件各物件にリース物件等、他人の物は設置していません。

執 行 官 の 意 見

- 1 本件各物件の状況は公図、地積測量図、建物図面、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 ライフライン調査の結果、ライフラインの契約者は債務者であった。
- 3 債務者が本件建物を居宅として使用し、占有していることが認められる。
- 4 ライフライン調査の結果、関係人の陳述等及び立入調査の結果から、2ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 7月18日 13：45－13：50	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 居住者宛照会書投函
7年 7月22日 ： － ：	当庁	ライフライン調査
7年 7月30日 ： － ：	当庁	債務者宛照会書送付
7年 8月13日 10：00－10：30	物件所在地	立入調査、写真撮影、債務者の妻と面談
年 月 日 ： － ：		
年 月 日 ： － ：		
年 月 日 ： － ：		

(特記事項)

令和 7年 8月13日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	京都市西京区大枝沓掛町			地番	14番334		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(京都地方法務局嵯峨出張所管轄)

令和7年5月28日

東京法務局港出張所

登記官

請求番号：24-1

(1/1)

地積測量図(1/2)

14-293-145333

番地

土地の所在
京都市西京区大枝沓掛町

2101765

座標求積表

地 区	NO.	① 14-283	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _n	X _n	(Y _{n+1} -Y _n)/ (X _n -X _{n-1})
	1537	104.871	121.996	-0.882		40.03768	
	1538	104.887	121.833	-0.878		40.03768	
	1539	103.798	121.503	-0.882		39.03337	
	1540	103.695	122.451	0.879		40.4021	
				合 計		-0.4130	
				合 計 國 債		0.2055	
				地 債		0.20	

 $\frac{d}{dt} \left(\frac{\partial L}{\partial \dot{x}} \right) = \frac{\partial L}{\partial x}$

電 号	⑤	1A-333	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn	Yn+1-Yn+2
NO		Xn				
1630		84.826	178.279	-12.645	-968.1731	
1814		85.576	183.038	-56.983	-1366.0337	
1884		74.861	162.319	0.005	0.3743	
1888		73.531	166.063	7.592	558.2473	
1898		75.411	169.908	5.048	360.6747	
1870		70.338	171.141	7.133	568.2046	
1881		77.320	177.041	6.891	532.8121	
1809		80.389	178.032	1.082	87.7847	
1590		80.887	178.133	0.247	18.9815	
			合 計		-204.1276	
			合 計 順 復		102.0638	
			合 計 順 降		102.06	

[illegible]

NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_n$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_n)$
1816	87.605	159.826	-8.978	-874.1226
1820	77.046	162.110	2.490	191.8496
1824	74.801	169.316	7.206	746.8680
1814	85.576	158.083	-2.490	-213.0817
		合計		-148.8918
		合計		74.1950
		合計		74.1950

100

地 区	基 数	① 4-335	X _n	Y _n	Y _n -1	Y _n -X _n	X _n	Y _n -1-Y _n	X _n	Y _n -1-Y _n
18.7	18.7	8.9	8.9	159.451	159.451	159.451	8.9	150.551	8.9	-89.148
19.0	19.0	9.2	9.2	162.780	162.780	162.780	9.2	153.580	9.2	-73.720
19.3	19.3	7.1	7.1	158.110	158.110	158.110	7.1	151.010	7.1	-73.700
19.6	19.6	8.7	8.7	158.830	158.830	158.830	8.7	150.130	8.7	-78.700
								合 计		-285.258
								金 山 县 附 属 乡 镇		74.418
								附 属 乡 镇		74.418

作者

(平成15年 4月 9日作製)

申請人

1/500
缩尺

(五) 取用命令與命令十種圖解家第廿本(日)

 $(1/2)$

證 據 號 碼 : 24-2

彈弓道

6 へん

これは図面に記録されている内容を証明した書面である

(京都地方法務局嵯峨出張所管轄)

令和7年5月28日

東京法務局港出張所

登記年月日：平成16年3月10日

275317
各階平面図

建築物図面

平成拾六年参月拾日

A4判に縮小

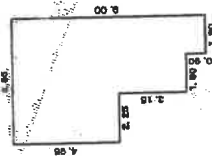
家屋番号
14番334

建築物の所在
京都市西京区大枝番町14番地334

1 階 求積表

5.85 × 4.95	=	28.9675
3.60 × 3.16	=	11.3400
1.90 × 0.90	=	1.6200
合計		41.9175

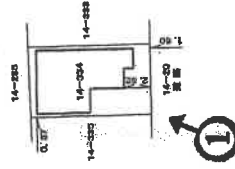
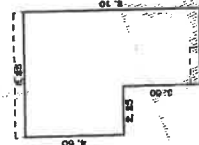
床面積 41.91 m²



2 階 求積表

3.60 × 3.60	=	12.9600
5.85 × 4.50	=	26.3250
合計		39.2850

床面積 39.28 m²



写真撮影位置方向

作製者

月9日(祝)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(京都市地方公務員局建築出産所管理)

令和7年5月28日

東京法務局出産所

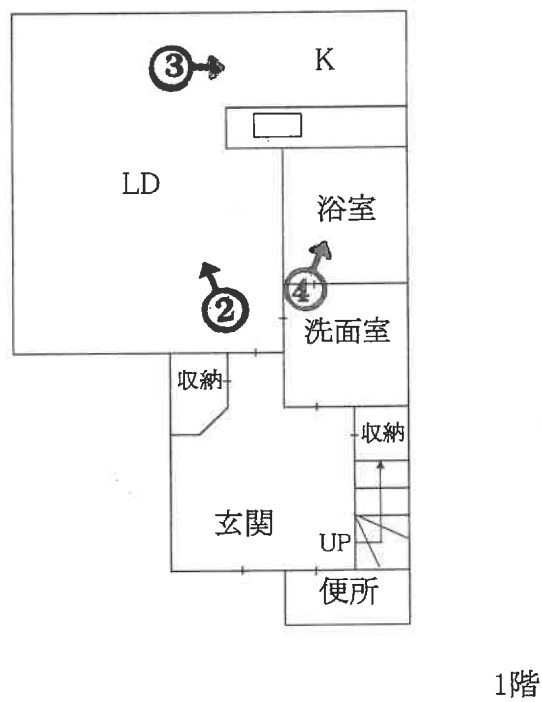
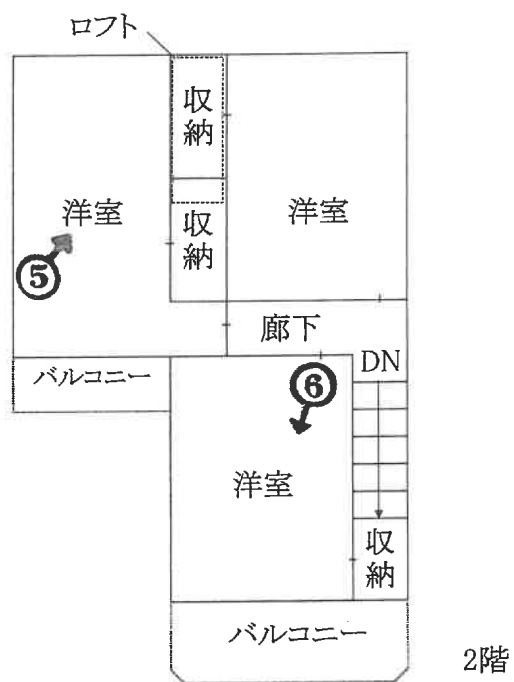
登記官

2ページ

請求番号：24-3

( 写真撮影位置方向)

建物見取図 





1



2





5



6

令和 7 年 (又) 第 74 号
令和 7 年 8 月 13 日 現 地 調 査
令和 7 年 8 月 25 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士
栗田口定大

第1 評価額

一括価格			
金		7,310,000	円
内訳価格			
物件1（土地）	金	1,930,000	円
物件2（建物）	金	5,380,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位 置 ・ 交 通	阪急京都本線「桂」駅の西方・道路距離約 4.5 km 最寄バス停「国道沓掛」の南方・約 500m(徒歩 約 7分) (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60 % 200 % --- 20 m 第1種高度地区 山ろく型 建造物修景地区 遠景デザイン保全区域 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	間口 約6.6 m、奥行約 11.2 mの 長方形地 第 4 図のとおり	
接面道路の状況	南側幅員 約 6 mの 私道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 2号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上水道: あり ガス配管: あり 下水道: 不明(特記事項のとおり) (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・目的土地の北東側は、僅かに準住居地域(建蔽率60%、容積率300%)等の指定を受ける可能性がある。 ・下水道については、目的土地の東方10m付近に公共下水道の埋設管が存し、前面私道には当該埋設管へ接続する私設管が設置されているものと思われる。 ・目的土地の北側は擁壁が存し、北側が5m前後低くなっていることから、建物等の建築の際には京都市建築基準条例第7条(崖の付近の建築制限)の適用を受ける可能性がある。 ・目的土地の南方30m付近の上空に高圧線が存する。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成16年2月23日 新築 経 過 年 数 ： 約 21 年 経済的残存耐用年数： 約 9 年
仕 様	構 造 ： 木造2階建 屋 根 ： スレート葺 外 壁 ： 吹付等 内 壁 ： クロス、板等 天 井 ： クロス、ボード等 床 ： フローリング等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備 そ の 他 ： 2階北西側洋室にロフトあり
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： （付属資料「建物見取図」参照）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・建築確認は受けているが、完了検査はない。 ・目的建物について、非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベストの詳細については専門調査機関による分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	100,000	1.03	74.19	0.95	7,260,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 京都西京 -15
 公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $124,000 \times 100/100 \times 100/103 \times 100/120 = 100,000$
 ◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
 ◇ 標準化補正： 方位等 (1.03)
 ◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政的条件 格差率
 $100/102 \times 100/98 \times 100/125 \times 100/96 = 100/120$
 イ 個別格差： 方位等 (1.03)
 ウ 地 積： 登記数量による。
 エ 建 付 減 価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	200,000	81.19	0.23	3,730,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 30 年、経過年数 21 年、経済的残存耐用年数 9 年、残価率 0.05
 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率 } 0.05 + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} / \text{経済的全耐用年数} \} \times (1 - \text{観察減価 } 0.30)$$

$$= 0.23$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	7,260,000	60%	法定地上権	4,360,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	7,260,000	-4,360,000		95%	70%	1,930,000
2	3,730,000	+4,360,000	100%	95%	70%	5,380,000
一 括 価 格 (合計)						7,310,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 非飛散性アスベスト含有建材(成形板)が使用されている可能性等を考慮して、市場性修正の必要性を認めた。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (京都西京-15)
所 在 : 京都府京都市西京区大枝北沓掛町4丁目2番9
価 格 : 124,000 円/㎡
位 置 : 阪急京都本線「桂」駅の 西 方、道路距離約 5.6 km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 432 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水あり
接 面 街 路 : 南方 6 m 市道
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域 (建蔽率 50 %、容積率 80 %)
地 域 の 概 要 : 大中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域
- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)
物件1(土地): 4,317,800 円
物件2(建物): 2,933,400 円

第7 付属資料の表示

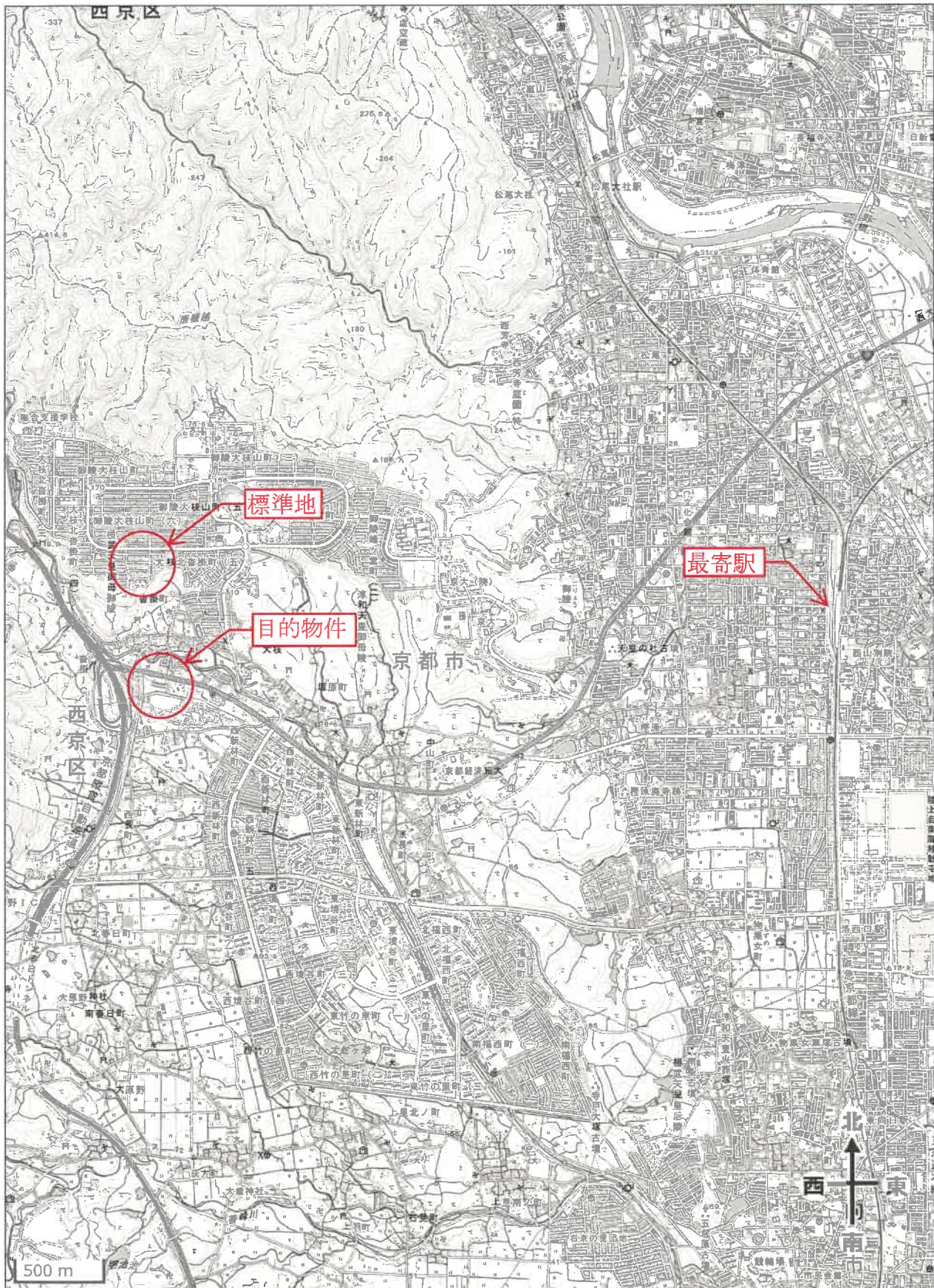
- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

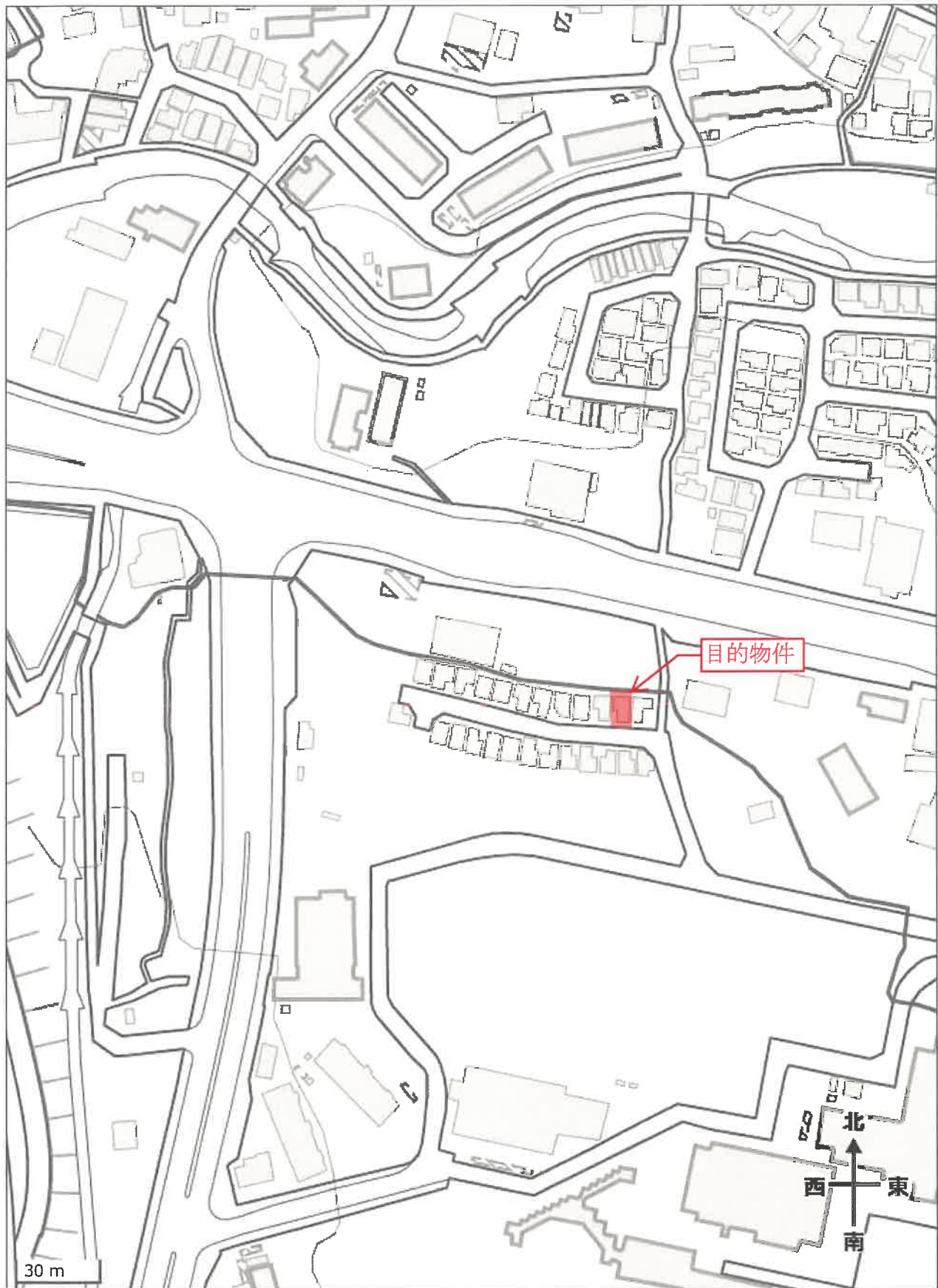
以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京都市西京区大枝沓掛町 |
| | 地 番 | 14番334 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 74.19平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市西京区大枝沓掛町 14番地334 |
| | 家屋 番号 | 14番334 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 41.91平方メートル
2階 39.28平方メートル |







出典: 地理院タイル(淡色地図)を加工して利用